

# 避難解除等区域復興再生計画について

参考

- 福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生基本方針に即して、内閣総理大臣が決定する。
- 避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を記載する。

福島復興再生特別措置法

(平成24年3月31日公布・施行)

福島復興再生基本方針

(平成24年7月13日閣議決定)

<基本方針に即して作成>

## 避難解除等区域復興再生計画

《福島県の申出を受けて、内閣総理大臣が決定》

### 第1部 全般的事項

- 計画の意義、対象区域
- 目指すべき復興の姿
  - ・短期、中期、長期
  - ・区域区分に応じた復興の在り方
- 計画の期間（10年間）
- 分野別の取組  
<インフラ、生活環境、産業再生等>
  - ・取組方針
  - ・講じる施策  
(25年度事業等具体的内容を含む)

### 第2部 広域的な地域整備の方向

1. 広域インフラ
  - ・道路 ・海岸
  - ・港湾、漁港
  - ・JR常磐線 等
2. 生活環境の再生
  - ・医療、福祉
  - ・教育 ・住宅 等
3. 産業の創出等
  - ・研究開発拠点整備
  - ・農業水利施設整備 等

### 第3部 市町村ごとの計画 ※

- I 全般的取組
  - ・市町村の現況
  - ・目指すべき復興の姿と取組の方針
- II 各分野の取組
  1. 除染
  2. インフラの整備
  3. 生活環境の整備
  4. 産業の再生

基本方針・グラウンドデザイン

取組内容の具体化

目指す方向性を共有

国、県、市町村の連携体制(3人4脚)で取組の具体化に向けた協議

福島県・各市町村策定の計画

※今回は、今後、インフラ工程表の作成等と併せて策定する大熊町、双葉町を除く10市町村について策定

# 避難解除等区域復興再生計画の概要

## 《 第1部 全般的な事項 》

### I 計画の意義

- 基本方針(平成24年7月閣議決定)、グランドデザイン(平成24年9月公表)を充実・具体化
- 国、福島県、関係市町村の役割分担を明確化して共有
- 住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業に提供

#### <計画の対象区域>

- 避難解除区域
  - 避難指示解除準備区域
  - 将来的な住民の帰還を目指す区域  
(警戒区域、居住制限区域、帰還困難区域)
- ※当該区域を含む市町村全域も含む

### II 計画の取組方針・目標

- 国は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任
- 1. 生活環境の回復
- 2. 避難者の生活再建の支援
- 3. 地域の経済の再生
- 4. 地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組

### III 計画の期間・見直し

- 計画期間は10年。
- 区域の見直し、取組内容の充実(毎年度の予算措置等)があったときは、計画を見直し。

### IV 目指すべき復興の姿

- |              |               |   |
|--------------|---------------|---|
| 1. 目指すべき復興の姿 | 2. 区域区分に応じた復興 | (3)(4)において<br>長期避難者のた<br>めの生活拠点に<br>ついて記載 |
| (1)短期的姿(2年)  | (1)避難解除区域     |   |
| (2)中期的姿(5年)  | (2)避難指示解除準備区域 |   |
| (3)長期的姿(10年) | (3)居住制限区域     |   |
|              | (4)帰還困難区域     |   |

### V 分野別の取組

1. 公共インフラの復旧と機能強化  
(道路(常磐道、国道6号、県管理道路等)、JR常磐線、港湾の復旧、機能強化 等)
2. 生活環境の再生  
(医療・教育などの体制確保、防犯・防災、コミュニティ再生、子育て環境の整備 等)
3. 放射線対策の強化  
(原子力発電所の安全確保、除染・モニタリング、健康管理対策 等)
4. 地域を支える産業の再生  
(中小企業支援、新産業創出、研究開発拠点整備、風評被害対策、雇用拡大・就労支援 等)
5. 農林水産業の再生  
(農地除染、農業再生、林業・木材産業の再生、漁業の再生 等)
6. 避難の状況に応じた生活の再建
  - ・居住環境等の確保整備  
(長期避難者のための生活拠点確保 等)
  - ・生活再建に向けた就労支援と賠償
  - ・受入自治体に対する支援  
(受入自治体における医療・教育等の提供体制整備 等)

## 《 第2部 広域的な地域整備の方向 》

- 広域的なインフラに加え、医療、教育等の生活環境の再生、拠点施設整備等の産業の創出についても記載する。

### (記載事項)

#### 1. 公共インフラの復旧と機能強化

- (1) 広域的な道路ネットワークの構築
- (2) 海岸、河川、土砂災害対策
- (3) 小名浜港及び相馬港の機能強化
- (4) 漁業の再開に向けた漁港の復旧
- (5) JR常磐線の復旧

#### 2. 相双・いわき地方における生活環境の再生のための基盤整備

- (1) 医療・福祉
- (2) 教育機会の確保
- (3) 広域水道
- (4) 広域ごみ処理
- (5) 広域し尿処理
- (6) 広域汚泥処理
- (7) 防犯・治安・防災その他の安全の確保
- (8) 安定的な居住環境の確保
- (9) その他広域施設
- (10) 野生動植物への放射線影響調査

#### 3. 産業の創出、再生等

- (1) 研究開発拠点整備等
- (2) 農業水利施設の整備の推進

### (記載内容)

- ① 全般的な方針、② 現状・課題・取組方針、③ 具体的取組内容

## 《 第3部 市町村ごとの計画 》

- 市町村の復興計画等を踏まえた将来像や分野別の具体的取組を記載する。

- 「Ⅰ 全般的取組」に記載する市町村ごとの目指すべき将来像の実現に向け、国、福島県、市町村が連携して協議を進め、具体化したものについて、「Ⅱ 各分野の取組」に位置付け。

### (市町村ごとの記載内容)

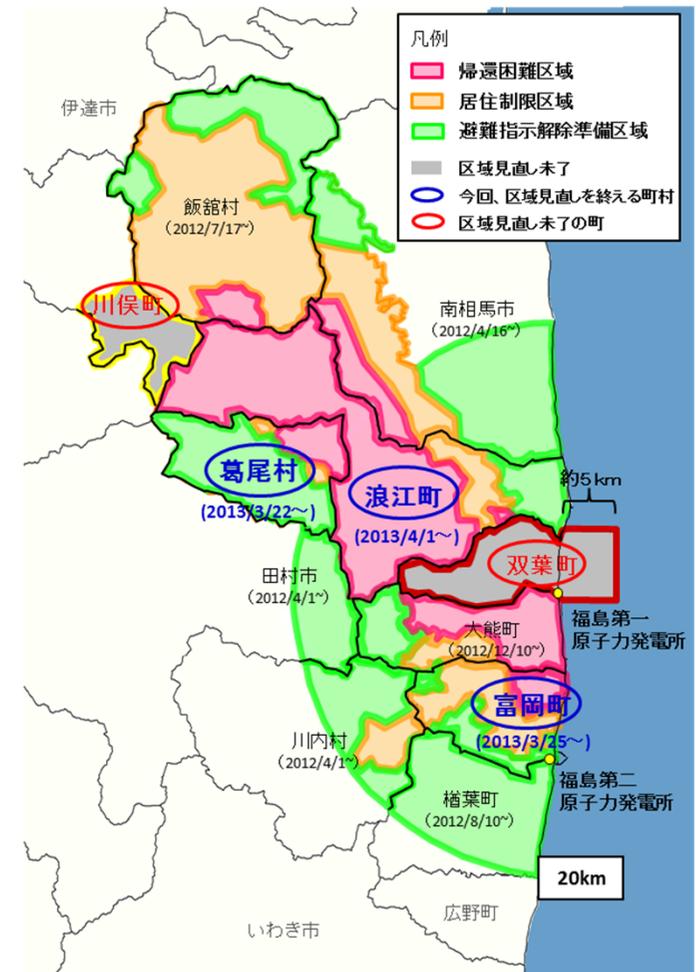
#### Ⅰ 全般的取組

(市町村の現況、目指すべき復興の姿と取組の方針等)

#### Ⅱ 各分野の取組 (具体的な取組)

1. 除染
2. インフラの整備
3. 生活環境の整備
4. 産業の再生

平成25年4月1日以降



### (今回計画を策定する市町村)

- ・浪江町
- ・南相馬市
- ・川俣町
- ・広野町
- ・富岡町
- ・田村市
- ・飯舘村
- ・川内村
- ・葛尾村
- ・楢葉町

※ 双葉町、大熊町の計画については、今後、インフラ復旧工程表の作成を進め、取組の具体化に併せ策定。